

普通財産の一時貸付事務要領

普通財産の貸付(一時使用)事務は、次の区分により行う。ただし、要領の改正その他要領の取扱いに疑義が生じた場合は、課内協議により定めるものとする。

- 1 通常の普通財産一時使用
- 2 短期間の普通財産一時使用
- 3 公共事業及び公共目的に伴う普通財産一時使用（他課使用等）

- 1 通常の普通財産一時使用（建築資材置場、営利を目的としない集会、その他特別な事由の場合）

イ 市有財産一時使用申請書・・・別添のとおり

ロ 市有財産一時使用契約書・・・別添のとおり

[貸付要領]

- ・ 貸付期間は1年を最長限度とする（会計年度単位）
- ・ 貸付料は固定資産税課税標準見込額の 4 / 1 0 0 を年額とし、日割計算とする。
ただし、消費税法施行令第 8 条の規定により 1 ヶ月未満の土地の貸付及び駐車場その他の施設に伴って土地が使用される場合は、貸付料の算定に消費税率を乗じて得た消費税相当額を加算した額とする。
- ・ 貸付料は契約と同時に、指定する場所へ納付しなければならない。
- ・ 貸付物件を常に善良なる管理をして、維持保全しなければならない。
- ・ 指定用途以外に使用し、使用权を他に譲渡・転貸若しくは原状を変更してはならない。
- ・ 契約解除及び補償等は、契約事項を遵守する。
- ・ 契約に必要な費用は、すべて借受人の負担とする。
- ・ 貸付期間が終了したときは、原状に復して返還する。
- ・ 使用前及び使用が終了したときは、それぞれ現況写真を添付する。

2 短期間の普通財産一時使用（葬儀用駐車場、その他特別な事由の場合）

イ 市有財産一時使用申請書・・・別添のとおり

ロ 市有財産使用許可書（無償）・・・別添のとおり

[貸付要領]

- ・ 貸付期間は特に定めないがおおむね4日以内とする。
- ・ 貸付料は無料とする。
- ・ 使用後は、柵等の原状回復をし返還をする。

3 公共事業及び公共目的に伴う普通財産一時使用

イ 市有財産使用許可申請書（無償）・・・別添のとおり（現行どおり）

ロ 市有財産使用許可書（無償）・・・別添のとおり（現行どおり）

[貸付要領]

- ・ 貸付期間・・・公共工事に要する間（会計年度単位）とする。
- ・ 貸付料は無料とする。
- ・ 貸付物件を常に善良なる管理をして、維持保全しなければならない。
- ・ 指定用途以外に使用し、使用权を他に譲渡・転貸若しくは原状を変更してはならない。
- ・ 貸付の取消・原状回復・損害賠償等貸付用件を遵守すること。
- ・ 貸付期間が終了したときは、原状に復して返還する。

附 則

平成30年4月1日 改正